

河津町景観条例

目次

- 第1章 総則（第1条—第6条）
 - 第2章 景観計画の策定等（第7条・第8条）
 - 第3章 景観計画区域内における行為の制限（第9条—第17条）
 - 第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木（第18条—第21条）
 - 第5章 景観の形成の推進（第22条—第25条）
 - 第6章 河津町景観審議会及び景観専門監（第26条—第28条）
 - 第7章 雑則（第29条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、当町の良好な景観の形成に関する基本的かつ必要な事項及び景観法（平成16年法律第110号。以下「法」という。）の施行に関し必要な事項を定めることにより、町民の心を映す河津町の景観を町、町民及び事業者がともに尊重し、守り、育て、活かし、協働で継承していくことを目的とする。

（定義）

第2条 この条例における用語の意義は、特別の定めのある場合を除くほか、法で使用する用語の例による。

（町の責務）

第3条 町は、良好な景観の形成を図るため、総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。

- 2 町は、前項の施策の実施に当たり、町民、事業者その他関係者（以下「町民等」という。）の意見が十分反映されるよう努めるものとする。
- 3 町は、良好な景観の形成について、町民等の意識の高揚及び知識の普及のため必要な施策を講じ、かつ、啓発活動を行うよう努めるものとする。
- 4 町は、公共施設の整備を行うときは、良好な景観の形成を図るための先導的役割を果たすよう努めるものとする。

（町民の責務）

第4条 町民は、自らが景観を形成する主体であることを認識し、互いに協力して積極的に良好な景観の形成に寄与するよう努めるものとする。

- 2 町民は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるも

のとする。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、地域の景観の特性に十分配慮し、積極的に良好な景観の形成に努めるものとする。

2 事業者は、町が実施する良好な景観の形成に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(国等に対する協力要請)

第6条 町長は、良好な景観の形成に関し必要があると認めるときは、国、地方公共団体その他の関係機関に対し、必要な協力を要請するものとする。

第2章 景観計画の策定等

(景観計画の策定)

第7条 町長は、町全域にわたる良好な景観の形成に関する基本的かつ総合的な計画として、法第8条第1項に規定する景観計画（以下「景観計画」という。）を策定するものとする。

2 町長は、景観計画を策定するときは、法第8条第2項各号に掲げる事項のほか、景観の形成について必要な事項を定めるものとする。

3 町長は、景観計画を変更しようとするときは、あらかじめ第26条の河津町景観審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

(計画提案に対する判断等)

第8条 町長は、法第12条の規定による判断をしようとする場合において、必要があると認めるときは、あらかじめ審議会の意見を聴くことができる。

第3章 景観計画区域内における行為の制限

(届出を要する行為)

第9条 法第16条第1項第4号に規定する条例で定める行為は、次に掲げるものとする。

(1) 木竹の伐採

(2) 土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘削、その他の土地の形質変更

(3) 屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積

(届出を要しない行為)

第10条 法第16条第7項第11号に規定する条例で定める行為は、法第16条第1項第1号から第3号に規定する行為のうち規則で定めるものとする。

(特定届出対象行為)

第11条 法第17条第1項の条例で定める行為は、法第16条第1項第1号又は第2号に規定する行為とする。

(事前協議)

第12条 景観計画区域内において、法第16条第1項又は第2項の規定による届出を

要する行為を行おうとする者は、あらかじめ町長と事前協議（以下この条において「協議」という。）をしなければならない。ただし、町長が、必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 当該協議の申出をした者は、町長から当該協議に必要な書類の提出を求められたときは、その求めに応ずるものとする。
- 3 町長は、協議に係る内容が景観計画に定める事項に適合しないと認めるときは、規則で定めるところにより、協議をした者に対し、必要な措置を講ずるよう指導することができる。
- 4 町長は、第1項の規定による申出があった場合において、良好な景観の形成を図るために必要があると認めるときは、第28条の景観専門監の意見を聴くことができる。
- 5 事業主体は、町長が、景観形成にとって重要と判断した案件については、影響が想定される町民及び事業者等並びに町（以下、「関係者」という。）への合意形成のための対策を講じるものとする。
- 6 前項の規定により実施する合意形成については、景観形成に必要な対策の内容や費用について提示し、その適正に対する判断を求めるものとする。
- 7 前項の規定により関係者に示す対策に係わる費用は、景観を改変する原因となる事業主体が負担するものとする。

（景観計画への適合）

第13条 景観計画区域内において、法第16条第1項各号に掲げる行為をしようとする者は、当該行為が景観計画に適合するよう努めなければならない。

（完了届）

第14条 法第16条第1項又は第2項の規定による届出をした者は、当該届出行為が完了したときは、規則で定めるところにより、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（助言及び指導）

第15条 町長は、法第16条第1項の規定により届出があった場合において、届出に係る行為が景観計画に適合しないと認めるときは、当該届出をした者に対し、必要な助言又は指導をすることができる。

（勧告及び命令に関する手続）

第16条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告又は法第17条第1項若しくは第5項の規定による命令を実施しようとする場合は、あらかじめ審議会の意見を聴かななければならない。

（勧告に従わない旨の公表）

第17条 町長は、法第16条第3項の規定による勧告を受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

- 2 町長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る者に対し、その旨を通知し、意見陳述の機会を与えることができる。

第4章 景観重要建造物及び景観重要樹木

(景観重要建造物の指定等)

第18条 町長は、法第19条第1項の規定による景観重要建造物の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要建造物の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

- 3 第1項の規定は、法第22条第1項の規定による許可及び法第27条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

(景観重要建造物の管理方法の基準)

第19条 法第25条第2項に規定する景観重要建造物の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要建造物の修繕は、原則として、当該修繕前の外観を変更することのないようにすること。
- (2) 消火器の設置その他の防災上の措置を講じること。
- (3) 景観重要建造物の滅失を防ぐため、その敷地、構造及び建築設備の状況を定期的に点検すること。

(景観重要樹木の指定等)

第20条 町長は、法第28条第1項に規定による景観重要樹木の指定をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

- 2 町長は、景観重要樹木の指定をしたときは、その旨及び規則で定める事項を告示するものとする。

- 3 第1項の規定は、法第31条第1項の規定による許可及び法第35条第1項又は第2項の規定による指定の解除について準用する。

(景観重要樹木の管理方法の基準)

第21条 法第33条第2項に規定する景観重要樹木の管理の方法の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 景観重要樹木の良い景観を保全するため、せん定その他の必要な維持管理を行うこと。
- (2) 景観重要樹木の滅失、枯死等を防ぐため、病虫害の駆除その他の対策を行うこと。

第5章 景観の形成の推進

(景観協定の認可の手続)

第22条 町長は、法第81条第4項又は法第90条第2項の規定により景観協定の認可をしようとするときは、あらかじめ審議会の意見を聴かなければならない。

2 町長は、法第84条第1項の規定により景観協定の変更の認可をしようとする場合において、必要があると認めるときは、審議会の意見を聴くことができる。

(景観整備機構の指定)

第23条 町長は、法第92条第1項に規定する景観整備機構の指定をするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(表彰)

第24条 町長は、景観の形成に著しく寄与していると認める建築物その他のものについて、その所有者、設計者及び施工者等を表彰することができる。

2 町長は、良好な景観の形成に関する活動を推進している者その他良好な景観の形成に貢献している者を表彰することができる。

(支援)

第25条 町長は、良好な景観の形成に寄与すると認める活動を行う個人又は団体並びに景観重要建造物等の所有者等に対し、その活動又は保存のために必要な技術的支援その他必要な支援を行うことができる。

第6章 河津町景観審議会及び景観専門監

(設置)

第26条 町長は、良好な景観形成に関する事項を調査審議するため、河津町景観審議会を置く。

2 審議会は、次に掲げる事項について審議し、意見を述べることができる。

(1) この条例に定められた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、景観に関する重要な事項として町長が認めること。

(組織等)

第27条 審議会の委員は、10人以内とし、次に掲げる者のうちから町長が委嘱し、又は任命する。

(1) 学識経験を有する者

(2) 各種関係団体の構成員

(3) 前2号に掲げるもののほか、町長が必要と認める者

2 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員に欠員を生じたときの補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。

3 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(景観専門監の設置)

第28条 町長は、景観計画に定める事項その他良好な景観の形成を推進するため、技術的及び専門的な助言を行う景観専門監を置くことができる。

2 景観専門監は、町長から意見を求められる次の事項について助言する。

(1) この条例に定められた事項

(2) 前号に掲げるもののほか、町の良好な景観の形成に関し町長が必要と認める事項

第7章 雑則

(委任)

第29条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第3章の規定は、令和6年7月1日から施行する。